

宇城広域連合
高機能消防指令設備保守点検業務委託
要求水準書

令和2年8月
宇城広域連合消防本部

目 次

1	適用範囲	1
2	実施場所	1
3	委託期間	1
4	内容及び対象装置	1
5	関係法令の遵守	2
6	指令システムの定期更新計画	2
7	データ移行	3
8	窓口対応	3
9	技術者	3
10	作業等の実施	3
11	補修部品等	3
12	適用除外	4
13	別表第1 保守装置一覧	5
14	別表第2 出動車両運用管理装置一覧	8

1 適用範囲

宇城広域連合高機能消防指令設備保守点検業務委託要求水準書(以下「本書」という。)は、宇城広域連合(以下「発注者」という。)が発注する、宇城広域連合高機能消防指令設備整備工事(以下「整備工事」という。)において整備する各装置等の保守点検業務(以下「本業務」という。)に適用するもので、最新技術を用いた高機能消防指令設備(以下「指令システム」という。)を常に最良の状態に維持するための基本的な内容を定めたものである。なお、本書に明記されていない事項で必要なものについては、整備工事要求水準書に準ずることとする。

2 実施場所

本業務の実施場所は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 指令室設備 | 消防本部・北消防署(熊本県宇土市境目町字柳町地内) |
| (2) 署所設備 | 消防本部・北消防署(熊本県宇土市境目町字柳町地内) |
| (3) 署所設備 | 美里分署(熊本県下益城郡美里町大窪 837-5) |
| (4) 署所設備 | 網田分署(熊本県宇土市上網田町 3651-1) |
| (5) 署所設備 | 南消防署(熊本県宇城市松橋町豊崎 1547-1) |
| (6) 署所設備 | 三角分署(熊本県宇城市三角町中村 102-3) |
| (7) 署所設備 | 豊野分署(熊本県宇城市豊野町山崎 385-1) |
| (8) 署所設備 | 小川分署(熊本県宇城市小川町南部田 130-1) |

3 委託期間

令和5年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(契約不適合責任期間を除く9年間)

4 内容及び対象装置

各装置等の点検、調整、修理、運用支援及び清掃作業を実施し、必要に応じて装置等の設定変更、消防OAシステムのバージョンアップを実施するものとする。また、これらの装置を動作させるために必要なソフトウェア更新技術料は保守の範囲とする。なお、対象装置及び数量は、別表第1及び別表第2を基準とし、詳細については、整備工事要求水準書に準ずることとする。

(1) 定期点検

保全のための定期点検の回数等については、別表第1のとおりとする。定期点検において機器点検、調整及び清掃を実施することとし、点検実施結果報告書を発注者に提出すること。

(2) 障害対応

緊急対応又は通常対応により、指令システム障害発生時の対応を実施すること。

障害対応により部品を交換した場合は、交換作業報告書をその都度発注者に提出すること。また、障害発生状況、原因及び対応内容を1か月単位で取りまとめ、報告書として発注者に提出すること。

ア 緊急対応

指令システムの障害発生時に発注者の要請を受け、24時間体制で90分以内に現地に専門技術者を派遣し、障害の復旧を図ること。ただし、ソフトウェア障害については、リモートメンテナンスによる対応も可能とする。なお、緊急対応装置は別表第1のとおりとする。

イ 通常対応

指令システムの障害発生時に発注者の要請を受け、受注者の営業時間内において可及的速やかに専門技術者を派遣し障害の復旧を図ること。ただし、ソフトウェア障害については、リモートメンテナンスによる対応も可能とする。なお、通常対応装置は別表第1のとおりとする。

ウ リモート対応に係る回線使用料等の全ての経費は受注者が負担すること。

(3) 運用支援

ア 受注者の営業時間内において、操作の確認、問合せ等に対応できる体制を確保すること。

イ 発注者の消防車両の配置換え等に伴う各種装置等の設定変更、マスターデータの修正等を発注者の指示により実施すること。

ウ 消防OAシステムの機能強化、日常の消防OA処理業務における不具合修正のほか、関係法令の改正に伴う国表及び報告業務に対する内容の改修を年1回以上行い、対応版の媒体を作成し、クライアントPC端末及びサーバに反映すること(県及び国が行う年報報告等の調査項目に適合していることとし、抽出から報告事務が容易に行い得ること。)。また、法改正に伴う元号改正等の対応及びパターンファイル更新等のアップデートを実施すること。

エ 指令システムに影響を及ぼす計画停電等に対するサポートを行うこと。

オ 受注者からの要望に柔軟に対応すること(設定変更、帳票等の作成、変更等。)

5 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施に際して、電気通信関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

6 指令システムの定期更新計画

受注者は「消耗品及び定期交換部品の交換」により交換を行う部品以外の主要装置で入れ替え又はオーバーホール(以下「整備」という。)が必要となる装置について、次の事項に基づき整備計画書を作成し、提出すること。

(1) 整備計画書

受注者は、指令システムの関連装置、部品、データ等の各種バージョンアップに対応するとともに、保守対応期間及び関連部品の保有期限を考慮した整備計画書（以下「計画書」という。）を3部作成し提出すること。

(2) 計画書には整備に要する経費について装置別内訳書を添付し、発注者に提出すること。

7 データ移行

次回のシステム更新の際に、円滑にデータ移行が行えるよう、各種マスターデータ（プログラムデータは含まない。）及び運用により蓄積された各種事案データを、次期契約業者が移行可能な方法及びフォーマットの内、発注者が指定する方法及びフォーマットにより記録し発注者に引き渡すこと。また、引き渡すデータが継続利用できるように、発注者及び次期契約業者に対し十分な説明を行うものとする。

8 対応窓口

24時間365日受付対応可能なコールセンターを対応依頼窓口とすること。

9 技術者

定期点検及び障害対応（以下「作業等」という。）に従事する者は、指令システムに精通し熟練した優秀な技術者であること。

10 作業等の実施

作業等を行うときは、次の事項を遵守し細心の注意をもって誠実に行わなければならない。

(1) 定期点検を行うときは、事前に実施日を発注者に通知すること。

(2) 作業等の着手及び完了時には、発注者の指定する職員に報告し、作業現場においては常に身分を明らかにすること。

(3) 作業等に当たり事前準備を十分に行い、指令システム機能を中断させることのないよう注意すること。

(4) 事故の発生又は恐れがある場合には、ただちに発注者の指定する職員にその旨を報告するとともに、遅滞なく臨機の処置をとること。

(5) 作業等における情報管理については、法令、セキュリティ対策基準等を遵守し、情報漏えい防止に万全の対策を施すこと。

11 補修部品等

補修のために要する交換部品、機材等は現状と同等以上の物を使用し、契約期間中

における保守に必要な部品を確保すること。

12 適用除外

次の各号については、適用除外とする。

- (1) 増設、移設、撤去等
- (2) 発注者の不適切な機器の使用又は取扱いによる故障
- (3) 天災等の不可抗力によって生じた被災機器の修理、修復
- (4) 指令システムの安定稼働に影響のない装置のソフトウェア改造。ただし、指令システムの安定稼働に影響を及ぼす装置の OS サポート切れ等についての改造は本契約に含むものとする。

別表第1

保守装置一覧

装置の種類		数量	点検回数 回/年	オンサイト 対応			
1	指令装置						
	(1)	指令装置					
		ア 指令台	3式	1	緊急対応		
	(2)	自動出動指定装置					
		ア 制御処理装置	1式	1	緊急対応		
		イ ディスプレイ	3式	1	緊急対応		
	(3)	地図等検索装置					
		ア 地図等検索装置	3式	1	緊急対応		
		イ ディスプレイ	3式	1	緊急対応		
	(4)	長時間録音装置			1式	1	通常対応
	(5)	非常用指令設備			1式	1	緊急対応
	(6)	指令制御装置			1式	1	緊急対応
	(7)	携帯電話・IP電話受信転送装置			1式	1	緊急対応
	(8)	プリンタ			1台	-	スポット
(9)	カラープリンタ			1台	-	スポット	
(10)	カラースキャナ			1台	-	スポット	
(11)	署所端末装置						
	ア	署所端末装置	7式	1	緊急対応		
	イ	無線バックアップ用受令機	無線保守で対応				
(12)	支援情報表示装置						
	ア	支援情報表示装置	3式	1	緊急対応		
	イ	ディスプレイ	3式	1	緊急対応		
	ウ	補助ディスプレイ	3式	1	緊急対応		
(13)	データ修正装置			1式	1	通常対応	
2	指揮台		1式	指令台に準じる			
3	表示盤						
	(1)	車両運用表示盤		1式	-	スポット	
	(2)	支援情報表示盤		1式	-	スポット	
	(3)	多目的情報表示装置		1式	-	スポット	
	(4)	本部用表示盤		2式	-	スポット	
	(5)	署用表示盤		4式	-	スポット	

	(6)	災害対策室用表示盤	2式	-	スポット
4	無線統制台		無線保守で対応		
5	指令電送装置				
	(1)	指令情報送信装置	1式	1	緊急対応
	(2)	指令情報出力装置	7式	1	緊急対応
6	気象情報収集装置		1式	1	通常対応
7	災害状況等自動案内装置		1式	1	通常対応
8	順次指令装置		1式	1	通常対応
9	音声合成装置		1式	1	緊急対応
10	出動車両運用管理装置				
	(1)	管理装置	1式	1	緊急対応
	(2)	車両運用端末装置	31式	1	緊急対応
	(3)	車外設定端末装置	13式	1	緊急対応
11	システム監視装置		1式	1	緊急対応
12	電源設備				
	(1)	無停電電源装置(本部用)	1式	-	スポット
	(2)	無停電電源装置(署所用)	7式	-	スポット
	(3)	直流電源装置(48V系)	1式	1	緊急対応
13	統合型位置情報通知装置		1式	1	緊急対応
14	防災無線等集中制御装置		1式	1	緊急対応
15	NET119 緊急通報システム		1式	1	緊急対応
16	FAX119 受信装置		1式	1	緊急対応
17	メール 119 受信装置		1式	1	緊急対応
18	構内電話交換設備				
	(1)	交換機	2式	-	スポット
	(2)	多機能電話機	80台	-	スポット
	(3)	コードレス電話機	10台	-	スポット
19	駆込み通報用電話設備		7式	1	緊急対応
20	署所監視カメラ設備				
	(1)	監視カメラ	11式	1	通常対応
	(2)	制御処理装置	1式	1	通常対応
	(3)	ディスプレイ	1式	-	スポット
21	消防 OA システム				
	(1)	消防 OA サーバ	1式	1	通常対応
	(2)	消防 OA クライアント PC 端末	30台	1	通常対応

	(3)	プリンタ	11 台	-	スポット
	(4)	スキャナ	1 台	-	スポット
	(5)	ネットワーク機器	1 式	1	緊急対応
22	避雷装置		1 式	1	通常対応
23	現場映像伝送装置				
	(1)	送信側装置	1 式	1	通常対応
	(2)	受信側装置	1 式	1	通常対応
24	拡張台		1 式	-	スポット

別表第2

出動車両運用管理装置一覧

No	車両名	署所	種別	車両端末	車外端末	備考
1	102	北消防署	ポンプ車	○	○	
2	104	北消防署	タンク車	○	○	
3	105	北消防署	救急車	○		
4	106	北消防署	救急車	○		
5	107	北消防署	はしご車	○	○	
6	108	北消防署	救助工作車	○	○	
7	109	北消防署	ポンプ車	○	○	非常用
8	110	北消防署	搬送車	○		
9	202	美里分署	ポンプ車	○	○	
10	205	美里分署	救急車	○		
11	802	網田分署	ポンプ車	○	○	
12	805	網田分署	救急車	○		
13	301	南消防署	署長車	○		
14	302	南消防署	ポンプ車	○	○	
15	303	南消防署	化学車	○	○	
16	305	南消防署	救急車	○		
17	306	南消防署	救急車	○		
18	308	南消防署	救助工作車	○	○	
19	309	南消防署	潜水車	○		
20	310	南消防署	搬送車	○		
21	402	三角分署	ポンプ車	○	○	
22	405	三角分署	救急車	○		
23	602	豊野分署	ポンプ車	○	○	
24	605	豊野分署	救急車	○		
25	902	小川分署	ポンプ車	○	○	
26	905	小川分署	救急車	○		
27	指揮1	消防本部	指揮車	○		
28	701	消防本部	指令車	○		
29	703	消防本部	査察車	○		
30	705	消防本部	連絡車	○		
31	706	南消防署	救急車	○		非常用
計				31	13	